

業務名：地域型はつらつくらぶ事業業務委託

	質問内容	回答
1	複数圏域に応募、受託することは可能か。可能である場合、上限はあるか。	応募、受託ともに可能であり、上限はありません。
2	対応スタッフ人数の検討、受託希望地区の選定に当たり、令和5年度の各圏域の参加者数を教えてほしい。	別紙のとおり なお、仕様書に記載のとおり募集の人数はおおむね20人程度としています。別紙の人数に関わらず20人に対する教室開催を前提としてご検討いただくようお願いいたします。
3	複数圏域に応募する場合、入札参加申込書は圏域ごとに分けて記載、提出するのか。その他の提出書類についても圏域ごとに作成するのか。	応募する圏域ごとに入札のお知らせ2(1)ア(ア)～(オ)の書類を作成し、提出して下さい。 (ア)以外の書類は写しを添付していただくことで構いません。
4	実施要綱第5条(1)の「健康教室」には、介護予防のための食事講座や調理実習は該当するか。又は第5条(9)の「その他当該事業の目的に合致すると認められるもの」に該当するか。	実施要綱第5条(1)又は(5)に該当するものと考えます。
5	第5条(9)の「その他当該事業の目的に合致すると認められるもの」はどのような手順で認められるのか。	業務開始前に提出いただく事業計画書により事業の目的に合致するものかを確認し、計画内容を承認する（事業目的に合致すると認める）こととなります（承認通知を送付）。
6	実施要綱第5条(1)～(9)（仕様書3(1)アからケ）を「選択して実施できるものとする。」との記載について、(6)や(7)を選択した場合は運動器の機能向上を効果的に実現するために実際に体を使うメニューを多く取り入れることや本事業の目的を達成することは難しいと考えられるので、(1)～(9)から複数の教室を組み合わせて実施するということがよいか。	お見込みのとおりです。運動器の機能向上を効果的に実現するために実際に体を使うメニューを多く取り入れるよう配慮願います。
7	No.6に関連し、仕様書4(2)ア「教室等の選択にあたっては、「運動器の機能向上」を効果的に実現するため、実際に体を使うメニューを多く取り入れるよう配慮すること。」について、介護予防のための食事講座や調理実習を主とする教室を実施する場合には、どの程度配慮が必要か。	運動器の機能向上を目的の一つとする介護予防教室であるため、運動（実施要綱第5条(2)～(4)など）を多く取り入れたプログラムを想定しています。 多くとは具体的に、実施回数又は実施時間の半分以上運動を取り入れることを指します。（例：全10回のうち5回以上又は90分のうち45分以上を運動とする）
8	実施要綱第6条3項「実施事業者の長は、参加者を決定したときは、参加者の氏名、住所および連絡先等を秋田市長（以下「市長」という。）に速やかに報告しなければならない。」について、様式や報告方法に指定はあるか。	様式の指定はありません。電子又は紙媒体でEメール、郵送等により報告して下さい。
9	実施要綱第9条の「原材料費等の実費」について、調理実習を行う際の材料費も含むと考え、参加者から徴収してもよいか。	差し支えありません。
10	実施要綱第9条の「原材料費等の実費」の徴収にあたって、領収書の発行は必須か。必須の場合、受託者が用意するのか。	領収書の発行要否は受託者で判断していただくことで構いません。発行する場合は、受託者が領収書を用意して下さい。
11	仕様書3(2)ア「教室のコースプログラムは、月1回以上、連続する10か月間で設定すること。」とある一方で参加者は随時募集することとされている。途中参加者がいる場合はどのようにしたらよいか。	年度途中での参加者がいる場合、途中参加者については仕様書4(2)カの事業の始めにおける自己診断アンケートおよび体力測定については、省略可能とします。

業務名：地域型はつらつくらぶ事業業務委託

	質問内容	回答
12	仕様書 4 (1)により、地域の拠点となる施設等を使用することとあるが、市民サービスセンターで実施する場合、本事業は「営利目的」に当たるか。市が施設予約することで「非営利目的」とされたとすれば、受託者に代わって市が施設を予約するという対応は可能か。	本事業は非営利事業です。市民サービスセンターを受託者が予約する際にも営利事業には該当しないこととなりますが、当該施設の先行予約や使用料の減額・免除を受けたい場合には、受託者に代わって市が予約を代行しますのでご相談下さい。
13	参加者の傷害保険への加入および支払いについて、教室の内容や参加人数に沿ってレクリエーション保険等に加入し、有事の際に参加者に支払うことでよいか。参加者に、個別で傷害保険に加入させることでよいか。	傷害保険に係る費用は受託者の負担とします。加入方法や支払い方法については、有事の際に適切に対応できるよう、受託者で判断していただくことで差し支えありません。
14	参加者の自己診断アンケートおよび体力測定について、様式の指定はあるのか。様式がない場合、必須の項目はあるか。	いずれについても様式の指定および必須の項目は設けておりません。体力測定については、厚生労働省「介護予防マニュアル第4版 運動器の機能向上マニュアル」の別添資料2-1 運動器の機能向上プログラム報告書(例)の項目を参考として下さい。
15	営業経歴書の「技術職員」とはどのような職種や資格所有者を想定しているか。薬剤師や管理栄養士は該当するのか。	貴社の採用区分に従って記載いただくことで差し支えありません。薬剤師や管理栄養士を技術職員に記載することも差し支えありません。
16	入札のお知らせ 1 (5)アにおける「営業所」とは、どのような場合に該当するか。営業所が申請者となることは可能か。	登録簿上営業や事務の拠点となる場所が秋田市に所在する場合等が該当します。当該営業所が法人格を有する場合は申請者となることが可能です。
17	入札書および委任状は指定の様式があるのか。指定がある場合、いつ受け取ることになるのか。	指名通知と併せて入札書および委任状の様式を送付します。委任状については、様式に記載されている項目を網羅していれば、貴社独自の様式を用いることも可能です。なお、入札書については指定の様式となります。
18	令和5年度の入札額又は目安額を教えてください。	令和5年度の入札額は次のとおりです。 最低入札額：200,000円 最高入札額：209,000円
19	委託料の振込先を個人口座ではなく会社の口座とすることは可能か。	契約締結者の名義口座への振込みとなります。なお、契約締結者からの委任がある場合は、指定口座への振り込みも可能となります。
20	請求書の様式に指定はあるか。	参考様式を送付します。様式に記載されている項目を網羅していれば、貴社独自の様式を用いることも可能です。
21	委託料の請求時期および振込時期はいつか(教室を実施した月ごとか全事業終了後かなど)。	委託料の請求および支払いについては契約書により定めます。参考として、令和5年度は全事業者が事業開始前の請求、概算払いとしていました。
22	入札保証金の取扱いに係る説明書 1 (2)イについて、認知症サポーター養成講座を含む認知症家族等交流会事業、地域包括支援センター受託事業および在宅ねたきり老人等紙おむつ支給事業は、該当するか。	免除事由に該当するかどうかは申請を受けて決定するため、現時点では回答しかねます。なお、審査の結果入札保証金が免除となる場合は指名通知に記載します。